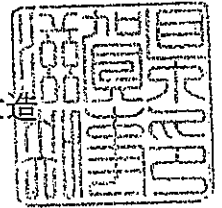


滋 森 政 第 865 号
令和 4 年 (2022 年) 12 月 16 日

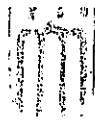
滋賀県森林審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



湖北地域森林計画の変更および湖南地域森林計画の樹立について (諮問)

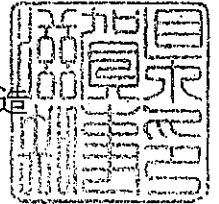
標記について、貴審議会の意見を聴きたいので、森林法 (昭和 26 年法律
第 249 号) 第 6 条第 3 項の規定に基づき諮問します。



滋 森 政 第 866 号
令和4年(2022年)12月16日

滋賀県森林審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



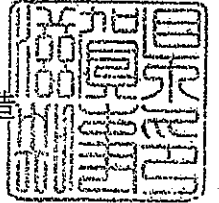
水源森林地域の変更(案)に対する意見について

水源森林地域の変更(案)について、滋賀県水源森林地域保全条例(平成27年滋賀県条例第6号)第6条第8項で準用する同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見をもとめます。

滋 森 政 第 8 6 9 号
令和4年(2022年)12月14日

滋賀県森林審議会
会長 長谷川 尚史 様

滋賀県知事 三日月 大造



琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直しについて（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を聴きたいので、琵琶湖森林づくり条例（平成16年条例第2号）条例第9条第6項において準用する同条第4項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

(別紙)

滋賀県では森林づくりについて、森林の多面的機能を持続的に発揮させるよう県民全体で取り組むことを目指して、平成16年3月に「琵琶湖森林づくり条例」(以下「条例」という。)を制定し、さらに条例の理念を実現し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成17年1月に「琵琶湖森林づくり基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。

令和2年度から始まった基本計画(第2期)では、災害に強い森林づくりなどの新たに盛り込んだ目指す姿の実現に向け、引き続き、琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりに取り組んでいるところです。

しかしながら現在、ウッドショックに端を発した木材の安定供給の重要性や、2050年カーボンニュートラルを見据えた森林吸収源対策としての木材利用の機運の高まり等を背景に、県議会において、県産材利用促進に関する条例の制定に向け議論が行われるなど、新たな課題に対応する必要性が生じています。

また、本年6月に本県で開催された第72回全国植樹祭を契機とし、主伐・再造林の促進や県産材利用への理解の醸成にも、これまで以上に取り組む必要があります。

こうしたことから、条例第9条第6項において準用する同条第4項の規定に基づき、「琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の見直し」について、専門的な審議をしていただきたく諮問します。